

中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請について

《危機関連保証制度》

	条 件	提出書類
危機 関連 保証	<p>(イ) 申請者が、法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。</p> <p>(ロ) 経済産業大臣が生じていると認める「信用の収縮」の発生に起因して、その事業に係る当該事由の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆申請書2部（押印は実印） ◆印鑑証明書1部（コピー可） ◆個人の場合 確定申告書の写し等1部 （实在確認・事業実態がわかる書類） ◆法人の場合 法人登記事項証明書1部（コピー可） ◆最近3か月および前年同期の売上高を証明できるもの （決算書、試算表等） ◆売上高等計算表（明細） ◆委任状 （金融機関等が提出する場合）

- ※ 認定申請書には、売上高等の減少理由が経済産業大臣が生じていると認める「信用の収縮」の発生によるものであることを具体的に記述することが必要。
- ※ 「信用の収縮」に起因した売上高等の減少が生じていれば認定が可能。
- ※ 認定書の有効期間は発効日を含めて30日となる。下記資金を申込み場合、受付機関（商工団体等）での申込受け付けが、この有効期間内であることが必要

申請の受付および問い合わせについて

特定中小企業者認定の受付窓口は、事業所の所在地を管轄する市町村です。個人の場合は事業所の所在地であり、単なる住所ではありませんのでご注意ください。

また、認定申請の受付は市町村で行いますが、実際の融資や保証、それに関わる審査は各金融機関や信用保証協会が行います。制度全体については、関東経済産業局または埼玉県信用保証協会にお問い合わせください。

●関東経済産業局 産業部中小企業金融課 TEL 048-600-0425

●埼玉県信用保証協会 川越支店保証課 TEL 049-249-1681

鳩山町役場 産業環境課
農業・商工業政策担当
TEL : 049-296-5895